

## 第35回 遠賀町農業委員会総会議事録

1.日 時 平成29年5月10日(水)

9時00分～10時50分

2.場 所 遠賀町役場 第6会議室

遠賀町農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員

# 第35回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成29年5月10日(水) 9時00分～10時50分

2. 場所 遠賀町役場 第6会議室

3. 出席委員(11人)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安部	喜美雄
委員	3番	安藤	敏生
委員	4番	古野	靖之
委員	5番	矢野	卓雄
委員	6番	加藤	秀邦
選任学識	7番	加藤	陽一郎
選任学識	8番	二村	義信
委員	9番	高山	和幸
委員	10番	矢野	繁敏
委員	12番	森	昭徳

4. 5月の農業相談委員

3番	安藤	敏雄
4番	古野	靖之

5. 議事日程

第1 議事録の署名委員の指名

7番 加藤 陽一郎

8番 二村 義信

第2 会議書記の指名

事務局職員 安部 真介

第3 議案

農地法第4条の規定による許可申請について( )  
農地法第5条の規定による許可申請について( 他1名)  
農地法第5条の規定による許可申請について( (株) 代表取締役 )

農地法第5条の規定による許可申請について( )  
農地法第5条の規定による許可申請について( (有) 代表取締役 )  
農地法第5条の規定による許可申請について((株) 代表取締役 )  
農地法第5条の規定による許可申請について( 他1名)  
農地法第5条の規定による許可申請について( 他1名)  
農地利用集積計画の承認について(推進機構)

#### 第4 報告案件

農地法第18条第6項の規定による通知について  
農地法施行規則第32条第1項の届出について

#### 第5 その他の案件

農業委員候補者選考委員会の結果について  
農地利用最適化推進委員の評価について

開 会 9時 00分

議長 皆さん、おはようございます。

議長 本日の出席委員は、11名中11名の委員が出席されております。過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただ今より第35回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、議事録の署名委員の指名ですが、7番加藤陽一郎委員、8番二村義信委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし。】の声

議長 それでは、加藤陽一郎委員、二村義信委員をお願いします。

議長 次に、次第の3、5月農業相談員は3番安藤敏生委員、4番古野靖之委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように、付議案件は、農地法第4条申請関係1件、農地法第5条申請関係7件、農地利用集積計画関係1件となっております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。  
現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。付議案件 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。申請人が芦屋町にお住まいの 氏で、申請地が3ページの字図にありますように大字鬼津字堂ノ浦1697番4、地目が田、面積が81㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第3種農地となっております。申請目的は駐車場で、農地の一部が駐車場として利用されていたため、申請するものです。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。4ページが現況平面図及び土地利用計画図及び縦横断図、5ページが被害防除計画書で排水は雨水排水のみで自然流下となっております。6ページが関係者説明に関する調査票、7ページが始末書となっております。

事務局 続きまして8ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が鬼津にお住まいの 氏 他1名で、譲渡人が芦屋町にお住まいの 氏で、申請地が10ページの字図にありますように、大字鬼津字堂ノ浦1696番4 他1筆、地目が田、面積が23.92㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第3種農地となっております。申請目的は進入路の拡幅です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。11ページが現況平面図及び土地利用計画図、縦横断図、12ページが被害防除計画書で排水は雨水のみで自然流下となっております。13ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして14ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が鬼津の (株)代表取締役 氏で、貸渡人が芦屋町にお住まいの 氏で、申請地が16ページの字図にありますように、大字鬼津字堂ノ浦1696番1 他1筆、地目が田、合計面積が786㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第3種農地となっております。申請目的は駐車場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。17ページが現況平面図、18ページが土地利用計画図、19ページが縦横断図、20ページが事業計画書、21ページが被害防除計画書で排水は雨水排水のみで水路放流となっております。22

ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして23ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が水巻町にお住まいの 氏で、譲渡人が北九州市八幡西区にお住まいの 氏で、申請地が25ページの字図にありますように、大字尾崎字舟川37番1、地目が畑、面積が363㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。26ページが現況平面図、27ページが土地利用計画図及び縦横断図、28ページが被害防除計画書で排水は雨水が溜枒・水路放流・自然流下、汚水が公共下水道接続となっております。29ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして30ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が北九州市若松区の (有)代表取締役 氏で、譲渡人が北九州市八幡西区にお住まいの 氏で、申請地が32ページの字図にありますように、大字尾崎字舟川37番5、地目が畑、面積が110㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請目的は資材置場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。33ページが現況平面図、34ページが土地利用計画図及び縦横断図、35ページが事業計画書、36ページが被害防除計画書で排水は雨水のみで自然流下となっております。37ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして38ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が水巻町の(株) 代表取締役 氏で、譲渡人が東京都にお住まいの 氏で、申請地が40ページの字図にありますように、大字若松字丸ノ内2384番1 他1筆、地目が田、合計面積が502㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請目的は太陽光発電施設の設置です。申請に関する確実性については関係種類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。41ページが現況平面図、42ページが土地利用計画図、43ページが縦横断図、44ページが事業計画書、45ページが被害防除計画書で排水は雨水のみで水路放流及び自然流下となっております。46ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして47ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が田園にお住まいの 氏他1名で、譲渡人が今古賀にお住まいの 氏で、申請地が49ページの字図にありますように、大字今古賀字貴舟388番1、地目が畑、面積が247㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建

築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。50ページが現況平面図、51ページが土地利用計画図及び縦横断図、52ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流及び自然流下、汚水が公共下水道接続となっています。53ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きます。54ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が上別府にお住まいの 氏他1名で、貸渡人が上別府にお住まいの 氏で、申請地が56ページの字図にありますように、大字上別府字尾倉514番、地目が畑、面積が89㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。57ページが現況平面図及び縦横断図、58ページが土地利用計画図、59ページが被害防除計画書で排水は雨水が自然流下、汚水が公共下水道接続となっています。60ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 以上が、現地調査を伴う付議案件であります。皆様に議案をお配りした後で、農業用倉庫の届けが出ています。これも現地調査を伴いますので、本日お手元に資料をお配りしております。報告案件 農地法施行規則第32条第1項の届出です。こちらが農地転用の制限の例外規定による届出になります。耕作を行う方がその農地を農業用施設、いわゆる農業用倉庫等として使う場合、敷地面積が200㎡未満であれば転用は不要、となっております。届出人が上別府にお住まいの 氏、届出の土地が大字上別府字尾倉下278番3の一部、地目が田、面積が87.5㎡です。申請理由が農業用倉庫建設となっております。特段問題は無いものと判断し、届出を受理しております。以上が、現地調査を伴う案件です。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9時 20分

- 現地調査後 -

再 開 10時 10分

議長 再開します。  
それでは 付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の私から報告します。

議長 何も問題はありませんので、ご審議よろしくお願ひします。  
続きまして、二村義信委員からご報告お願ひします。

地元委員 (8番) 何も問題はありませんので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願ひします。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件 農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の私からご報告します。

議長 何も問題はありませんので、ご審議よろしくお願ひします。  
続きまして、二村義信委員からご報告お願ひします。

地元委員 (8番) 何も問題はありませんので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願ひします。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で、付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の私からご報告をします。

議長 何も問題はありませんので、ご審議よろしく申し上げます。  
続きまして、二村義信委員からご報告申し上げます。

地元委員 何も問題はありませんので、ご審議よろしく申し上げます。  
(8番)

議長 ありがとうございました。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の高山和幸委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はありませんので、ご審議よろしく申し上げます。  
(9番)

議長 ありがとうございました。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件 農地法第5の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で付議案件 は承認されました。



議長 次に付議案件 を議題に供します。まずは地区担当の高山和幸委員からご報告をお願いします。

地元委員 (9番) 何も問題はありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の矢野繁敏委員からご報告をお願いします。

地元委員 (10番) 何も問題はありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の加藤秀邦委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はありませんので、ご審議よろしく申し上げます。  
(6番)

議長 ありがとうございます。続きまして、加藤陽一郎委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はありませんので、ご審議よろしく申し上げます。  
(7番)

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で付議案件 は承認されました。

議長 次に付議案件 を議題に供します。まずは地区担当の安藤敏生委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はありませんので、ご審議よろしく申し上げます。  
(3番)

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは、付議案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の61ページをお開きください。付議案件 農地利用集積計画の

承認についてでございます。5月は一斉更新のため、件数が多くなっています。議案を送付した後に利用権の追加がございましたので、本日ホッチキス留でお配りしているものが追加を含めたものになりまして、農業振興地域内非農用地の再設定が3件追加になりました。緑色の蛍光マーカーで塗っているところ3件が当初より増えております。内訳を説明しますと、農業振興地域内農用地の新規が50件、52,852㎡、農業振興地域内農用地の再設定が76件、169,254.33㎡、農業振興地域内非農用地の新規が8件、4,474㎡、農業振興地域内非農用地の再設定が94件、77,641㎡、農業振興地域外の新規が61件、59,955㎡、農業振興地域外の再設定が61件、48,104.26㎡、最終的な合計が350件、41,2280.59㎡となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは、報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは75ページをご覧ください。  
報告案件 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、付議案件 で申請するため、貸渡人の都合による解約2件となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

それでは、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農業委員候補者選考委員会の結果について

事務局 農地利用最適化推進委員の評価について

議長 はい、それではその他皆さんの方からございませんでしょうか。

議長 【ありません。】の声  
無いようでございますので、以上をもって、第35回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 10時50分